

# 数値目標

それぞれの基本目標には、数値目標を定めました。

基本目標	項目	現状値 (H27)	目標値 (H32)	単位
Ⅰ 男女共同参画社会づくり に向けた意識の形成	1 男女の地位が平等だと思う人の割合(7分野平均) <sup>(※3)</sup>	33 (H26)	40 (H31)	%
	2 固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合 <sup>(※4)</sup>	72	80 (H31)	%
Ⅱ ワーク・ライフ・バランス の推進	再掲 固定的性別役割分担意識にとらわれない人の割合	72	80 (H31)	%
	3 育児休業制度を就業規則で規定する事業所の割合 <sup>(※5)</sup>	89.5 (H26)	100	%
	4 育児休業制度を利用した人の割合 <sup>(※5)</sup>	34.0 (H26)	40.0	%
	5 介護休業制度を就業規則で規定する事業所の割合 <sup>(※5)</sup>	83.7 (H26)	100	%
	6 介護休業制度を利用した人がいる事業所の割合 <sup>(※5)</sup>	2.5 (H26)	10.0	%
	7 こころカンパニー認定企業数	256 (H26)	440	企業
	Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現	8 県の審議会等への女性の参画率	40.5 (※6)	40%台を維持
9 県職員の管理職に占める女性の割合 <sup>(※7)</sup>		7.9	12.0	%
10 係長以上の役職に女性を登用している事業所の割合 <sup>(※5)</sup>		60.3 (H26)	65.0	%
11 しまね女性の活躍応援企業登録企業数		—	150	企業
12 家族経営協定締結数		191 (H26)	221	経営体
13 農業委員に占める女性の割合		6.4 (H26)	9.4	%
14 しまね女性ファンドを活用した新規の活動件数		125 (H22~H26)	140 (H27~H31)	件
Ⅳ 個人の尊厳の確立	15 DV相談支援センターの認知度	49.6 (H26)	80.0	%
	16 特定健康診査受診率 <sup>(※8)</sup>	47.4 (H25)	70.0 (H29)	%
	17 10代の人工妊娠中絶率[女子人口千人比]	4.3 (H25)	4.0以下	%

(※3)：7分野とは、「家庭生活」、「職場」、「学校教育の場」、「政治の場」、「法律や制度」、「社会通念・慣習・しきたりなど」、「地域活動」のこと。「男女共同参画に関する県民の意識・実態調査」において、各分野ごとに男女の地位の平等感について調査。  
 (※4)：「県政世論調査」において、「男は外で働き、女は家庭を守る」というような、固定的な性別による役割分担の考え方について、「そう思わない」「どちらかといえばそう思わない」と回答した人の割合。  
 (※5)：島根県が行う「労務管理実態調査」による数値。  
 (※6)：第3次計画策定に合わせ、調査対象とする審議会等の範囲を拡大させた。  
 (※7)：病院職員、教育職員、警察職員を除く。  
 (※8)：厚生労働省「特定健康診査、特定保健指導の実施状況に関する事項について」による公表値。

「第3次島根県男女共同参画計画」の全文は県のホームページに掲載しています。

<http://www.pref.shimane.lg.jp/danjokyodo/>

島根県環境生活部 環境生活総務課 男女共同参画室  
 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL.0852-22-5245 FAX.0852-22-5636



## 第3次 島根県男女共同参画計画 ダイジェスト版

### 島根県がめざす男女共同参画社会とは…

県民一人ひとりの人権が尊重されています。  
 県民一人ひとりが個性や能力をしっかりと発揮しています。  
 そして、男女ともに自らの行動に責任を持ち、ともに支え合いながら、  
 いきいきと心豊かに暮らしています。

家庭  
では

家事、育児、介護などを家族みんなで協力し合いながら笑顔で生活しています。

職場  
では

男女がともに働きやすい職場環境が整備され、一人ひとりが能力や意欲をしっかりと発揮しながら、いきいき働いています。

地域  
では

男女がともに地域活動やボランティア活動などに積極的に参画し、お互いが支え合いながら安心して暮らしています。

学校  
では

お互いの個性を認め合う、たくましく思いやりのある子どもたちが育っています。



# 目標と主な取組みの内容

《計画期間》平成28年度～平成32年度

島根県では、男女共同参画を推進するために、今後5年間の新しい計画を策定しました。  
なお、この計画の基本目標Ⅲに係る部分については、「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に基づく都道府県推進計画として位置づけるものです。

## 基本目標Ⅰ 男女共同参画社会づくりに向けた意識の形成

男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられる社会のしきたりや慣習などについて、社会的な合意を得ながら見直していくため、男女共同参画に関する認識と正しい理解の定着に努めます。

### 重点目標1 地域における慣行の見直しと意識の改革

- ◇男女共同参画の理解促進に向けた研修会を開催します。
- ◇広報誌やホームページを活用して、男女共同参画に関する各種情報を紹介します。

### 重点目標2 男女共同参画に関する教育・学習の推進

- ◇学校などにおいて男女共同参画に関する教育を推進します。
- ◇公民館やPTAの関係者を対象にした研修会を通して意識啓発に努めます。

## 基本目標Ⅱ ワーク・ライフ・バランス<sup>※1</sup>の推進

男女が仕事、家庭生活、地域活動において等しく責任を分かち合いながら、調和の取れた、充実した生活を送ることができるようにするため、これまでの働き方を見直し、改善していくための取組みを推進します。

### 重点目標3 ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成

- ◇企業や団体等を対象としたワーク・ライフ・バランスに関する学習研修事業を実施します。
- ◇リーフレットやホームページを活用し、ワーク・ライフ・バランスに関する情報提供や意識啓発を行います。

### 重点目標4 ワーク・ライフ・バランスの取組支援

- ◇育児・介護休業制度の活用促進に努めます。
- ◇一生を通じて働き続けていくことのできる環境づくりのため、子育て環境の整備や介護サービスの充実に取り組みます。
- ◇ワーク・ライフ・バランスの実現や男女に均等な雇用環境の整備・改善に取り組む企業や団体を支援します。

※1 だれもが、仕事、家庭生活、地域活動、個人の自己啓発などの様々な活動を自分が希望するバランスで実現できる状態のこと。多様な働き方や生き方が選択でき、健康で豊かな生活を送ることができる。

## 基本目標Ⅲ 男性も女性もあらゆる分野で活躍できる社会の実現

将来にわたり活力に溢れた社会を構築するため、社会のあらゆる分野における活動に男女が平等に参画でき、その個性と能力を十分に発揮できるような環境づくりに取り組みます。

### 重点目標5 政策・方針決定過程における男女共同参画の推進

- ◇県の審議会等への女性の参画を推進します。
- ◇県の管理職に女性職員を積極的に登用します。
- ◇市町村、企業等の政策や方針決定の過程に、女性の参画が促進されるよう働きかけます。

### 重点目標6 職場における男女共同参画の推進

- ◇企業、団体における、女性の活躍推進のための行動計画の策定や、就業環境の整備・改善を促進します。
- ◇個人のキャリアアップや職業能力開発に向けた取組みを推進します。
- ◇再就職を希望する離職者を支援します。

### 重点目標7 地域・農山漁村における男女共同参画の推進

- ◇農業委員や、農業協同組合などの関係団体の役員等への女性の登用について働きかけます。
- ◇女性の担い手の育成や、加工事業での女性の起業の促進に努めます。
- ◇女性を中心とするグループの地域での活動を支援します。
- ◇男女双方の視点に立った防災対策を推進します。
- ◇地域において、だれもが安心して暮らせる環境の整備に努めます。

## 基本目標Ⅳ 個人の尊厳の確立

男女の個人としての尊厳を確立するため、あらゆる暴力の根絶に努めます。  
また、男女がお互いの身体的特質を理解し、支え合いながら生きていけるよう、生涯を通じた健康の保持増進のための環境づくりに努めます。

### 重点目標8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶

- ◇DV（ドメスティック・バイオレンス<sup>※2</sup>）の未然防止に向けた取組みを推進します。
- ◇DV被害者の立場に立った相談、保護、自立支援を行います。

### 重点目標9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進

- ◇エイズや性感染症などの予防に向け、正しい知識の普及に努めます。
- ◇男女の性差を踏まえた健康相談、がん検診の受診啓発、生活習慣病の予防などに取り組みます。

※2 配偶者やパートナー等密接な関係にある人からふるわれる身体的、精神的、性的、経済的、社会的暴力。